

香 監 委 第 6 9 号
令和5年11月29日

香 芝 市 議 会
議 長 川 田 裕 様

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武



議会からの監査請求に基づく監査結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づき、令和5年10月12日付け香議第294号により請求のあった監査を実施しましたので、その結果を別紙のとおり報告します。



香芝市議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第98条第2項の規定による香芝市議会の請求に基づく監査

第2 監査の期間

令和5年10月12日から令和5年11月28日まで

第3 監査事項（令和5年10月12日付、香芝市議会より請求のあったもの）

(1) 請求内容

延滞金730,620円（令和5年3月24日に時効成立分）及び357,180円（令和5年5月8日に時効成立分）に関する事務執行を怠ったことについて

(2) 請求理由

地方税法第18条の規定による法定納期限から徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利を5年間行使しなかったため、時効により消滅させた。時効停止に係る手続きは勿論、財産調査も行われず、差押え等の手続きも一切行われていなかった。また、併せて地方税法違反の疑いもあるところである。

このことにより市長は、香芝市に損害を与えたものであり、香芝市はこの計1,087,800円の損害賠償を請求すべき事案である。

第4 監査の実施内容

(1) 着眼点

イ 請求内容に係る市の滞納処分等の合規性

ロ 損害賠償請求の妥当性

(2) 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定に基づき総務部財務局納税促進課から監査に必要な関係資料の提出を求め調査し、その上で関係職員から事情聴取等を行うと同時に香芝市議会からも補足説明等を得て実施したものである。

第5 監査の結果

(1) 事実関係の確認

イ 令和5年3月24日に時効が成立した件

滞納されていた固定資産税1,363,000円が平成30年3月23日に納入され、確定した延滞金730,620円について、翌業務日である同年3月2

6日に催告書及び納付書が発送され、同時に預金調査を実施したものの差押えは行っていない。また令和2年8月24日、令和4年11月17日及び同年12月13日にも同様の調査を行っているが、同じく差押えは行っていない。

ロ 令和5年5月8日に時効が成立した件

滞納されていた固定資産税715,240円が平成30年5月7日に納入され、確定した延滞金357,180円について、翌日の同年5月8日に催告書及び納付書が発送された。預金調査においては、平成30年3月26日、令和2年4月13日、同年8月24日、令和4年11月17日及び同年12月13日に調査を行っているが、差押えは行っていない。

ハ 上記イ及びロについては、いずれも滞納処分の本税の督促時に延滞金の督促も含まれるものと考えるところ預金調査を行ったのみであり、その他動産及び不動産に係る調査は一切行っていない。

したがって、地方税法第373条に規定する滞納処分は何ら行われていない。

また、記録によれば滞納者は延滞金に対して納税の意思が十分あったとは確認されていない。このため本件においては、早期に滞納処分に着手すべき事案であると認められるものの、直ちに着手されず、とりわけ初動体制に問題があったものであり、時間の経過とともに徴収業務に困難が伴っていったものと認められる。

なお、上記イの延滞金730,620円及びロの延滞金357,180円の計1,087,800円について、臨時の滞納等審査会において令和5年11月6日に承認され、同日に不納欠損処分されている。

ただし、本件不納欠損処分については問題発覚後速やかに行われるべきであり、上記イについては、本来であれば令和4年度決算において行われなければならない処分である。

ニ 滞納等審査会

滞納等審査会は香芝市債権管理規則第13条の規定に基づき設置される機関であり、不納欠損処分等を行う場合には同審査会に書面により上程し、承認を得なければならない。

しかしながら、上記イ及びロについては、所管課長の判断により令和5年2月及び同年7月に開催された会議に上程されず、その結果不納欠損処分等されなかったことにより、上記イについては令和5年度に滞納繰越され、令和4年度決算不認定の原因となったものである。

(2) 監査委員の意見

延滞金額の確定から時効の完成まで5年間という年数があったにもかかわらず、早期に着手されず滞納処分の不作為により漫然とその期日を迎えてしまったことについては、税負担の公平性等を鑑みた場合につき、人事異動等による責任の分散により時

効に対する意識が希薄になったことによる非違行為及び職務懈怠において、市長及び管理職員の責任は重いと考えられる。

加えて時効の到来により、本来であれば滞納等審査会上程し不納欠損処分すべき案件を恣意的に除いた行為などは遺憾の念を禁じえないものである。

このような監査請求事案が発生したことは、香芝市の徴税事務等における組織体制の脆弱性、また組織全体の内部統制や検証能力の問題として考えられる。

したがって香芝市は、今般の責任の所在を明確化するとともに、組織のあり方、職員個々の自己責任能力の向上、内部統制の整備など再発防止に向けた堅固な体制を構築されることを望むものである。

また、今回発生した時効による不納欠損処分にかかる香芝市の損害1,087,800円については、川田裕香芝市議会議員の質問状に対し、香芝市長が令和5年10月5日付け香秘第86号により回答しているように、香芝市としても地方税法違反により適正に事務が執行されていなかったため生じた損害であると認識しているところ、香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）第3条第2項第20号に例示されているように欠損処分は市長の決裁事項であることから、香芝市長は不法行為等により市に与えた損害を賠償する責務を負うことが妥当であると判断する。